

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【公開番号】特開2018-166850(P2018-166850A)

【公開日】平成30年11月1日(2018.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-042

【出願番号】特願2017-66838(P2017-66838)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月10日(2020.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

予め定められた確率で当選する抽選を行い、該抽選に当選すると、遊技者に予め定められた遊技価値を付与する遊技手段と、

前記抽選に関する演出を行い、前記演出において前記抽選の結果を報知する演出手段と、

電源投入時の所定操作に応じて前記確率を定める設定手段と、

前記設定手段により前記確率が変更されたか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記確率が変更されたと判定された場合、遊技者が遊技を行っていない待機状態中、所定の頻度で前記確率の変更を示唆する確率示唆手段と、を備え、

前記設定手段により前記確率を高確率に変更したときと低確率に変更したときとでは、前記確率示唆手段は前記所定の頻度を相違させたこと、を特徴とする遊技機。

【請求項2】

予め定められた確率で当選する抽選を行い、該抽選に当選すると、遊技者に予め定められた遊技価値を付与する遊技手段と、

前記抽選に関する演出を行い、前記演出において前記抽選の結果を報知する演出手段と、

電源投入時の所定操作に応じて前記確率を定める設定手段と、

前記設定手段により前記確率が変更されたか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記確率が変更されたと判定された場合、遊技者が遊技を行っていない待機状態中、前記確率の変更を示唆する確率示唆手段と、を備え、

前記確率示唆手段は、前記設定手段により前記確率を高確率に変更したときと低確率に変更したときとでは前記示唆の期間を相違させたこと、を特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載の遊技機において、

前記確率示唆手段は、前記設定手段により前記確率が変更された後、予め定められた期間経過すると前記確率の変更を示唆しないこと、を特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記課題に鑑みてなされた請求項1に記載の遊技機は、予め定められた確率で当選する抽選を行い、該抽選に当選すると、遊技者に予め定められた遊技価値を付与する遊技手段と、抽選に関する演出を行い、演出において抽選の結果を報知する演出手段と、電源投入時の所定操作に応じて確率を定める設定手段と、設定手段により確率が変更されたか否かを判定する判定手段と、判定手段により確率が変更されたと判定された場合、遊技者が遊技を行っていない待機状態中、所定の頻度で確率の変更を示唆する確率示唆手段と、を備え、設定手段により確率を高確率に変更したときと低確率に変更したときとでは、確率示唆手段は所定の頻度を相違させたこと、を特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

このような構成によれば、抽選での当選確率の変更（以後、設定変更）がなされたことが示唆されるため、遊技者に対し、当選確率が高くなったとの期待感を持たせることができる。一方、設定変更を示唆するのみなので、遊技者は、当選確率が高くなったか低くなかったかまでは把握できず、遊技者に不利な設定変更がなされた遊技機での遊技を避けることはできない。したがって、パチンコ店に損失を与えることなく、遊技者に抽選で当る確率が高いとの期待を抱かせることができる。

また、請求項1に記載の発明は、示唆の頻度の相違に基づき、有利な設定変更がなされたかどうかを推測する楽しみを遊技者に与えることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、請求項2に記載の発明は、予め定められた確率で当選する抽選を行い、該抽選に当選すると、遊技者に予め定められた遊技価値を付与する遊技手段と、抽選に関する演出を行い、演出において抽選の結果を報知する演出手段と、電源投入時の所定操作に応じて確率を定める設定手段と、設定手段により確率が変更されたか否かを判定する判定手段と、判定手段により確率が変更されたと判定された場合、遊技者が遊技を行っていない待機状態中、所定の頻度で確率の変更を示唆する確率示唆手段と、を備え、確率示唆手段は、設定手段により確率を高確率に変更したときと低確率に変更したときとでは示唆の期間を相違させたこと、を特徴とする。

請求項2に記載の発明は、示唆期間の相違に基づき、有利な設定変更がなされたかどうかを推測する楽しみを遊技者に与えることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項3に記載の発明は、請求項1又は請求項2に記載の遊技機において、前記確率示唆手段は、前記設定手段により前記確率が変更された後、予め定められた期

間経過すると前記確率の変更を示唆しないこと、を特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項3に記載の発明は、設定変更後、一定期間しか設定変更の示唆が行われないため、設定変更の示唆がなされた際の遊技者に対し、当選確率が増加したとの期待を持たせることができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、確率示唆手段は、判定手段により確率が変更されたと判定された場合において、該変更により確率が増加した時と、該確率が低下した時とでは、異なる頻度で、確率の変更を示唆しても良い。

このような構成によれば、設定変更の示唆の頻度が高ければ、遊技者は、当選確率が高くなつたことを期待する。つまり、設定変更の示唆の頻度に基づき、有利な設定変更がなされたかどうかを推測する楽しみを遊技者に与えることができる。